

国労本部電送No.170	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年2月13日	企画・組織部		

闘争指示第49号  
2020年2月13日

エリア本部  
各 闘争委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央闘争委員長 松川 聡

## 「組織拡大・全国統一行動」の具体的展開と 「JR東日本組織対策委員会」の取り組みの強化について

国労は、第190回拡大中央委員会において、全職場から安全・仕事総点検運動を展開し、JRおよびグループ会社における新賃金・労働条件改善要求を掲げ、創意工夫した取り組みを追求しながら、日常的な職場闘争を強化し、2020年春闘を組織拡大と一体のものとして強化することを確認してきた。

この間、全国統一行動として組織拡大を喫緊の課題として提起し、さまざまな取り組みを継続してきたが、この運動を継承し、さらに発展させるためには国労組織の拡大は必須の課題である。

現在、JR各社においては各組合が要求を提出し、2020年春闘が闘われているが、こうした最中に、JR東日本会社において、過去2年間、「2018春闘の総括」をめぐる組合員不在の内部抗争に明け暮れ、多くの脱退者が続出させてきたJR総連・JR東労組が、ついには分裂するという事態を迎えている。

現在、JR東日本会社内において、過半数労働組合の消滅により、2018年度より事業所ごとの過半数代表選挙が行なわれているが、二年目を迎えた過半数代表者選挙では、各級機関の並々ならぬ奮闘により、社員代表選出のみならず、安全衛生委員の選出をも勝ち取るなど国労組合員が中心となって社員の不安や不満、悩みを集約し、信頼を勝ち取るなど多くの成果を得ることができた。

こうした情勢を受け、昨日開催した第9回中央執行委員会において、本部は組織の最重要課題である組織強化・拡大の目的達成のために、「JR東日本組織対策委員会」の活動を強化し、JR東日本における組織強化・拡大の取り組みに集中することを確認した。

各級機関は、第190回拡大中央委員会で確認された闘争方針に基づき、春闘の取り組みから組織拡大を勝ち取るための総力戦を展開すること。

## 記

### 1. 当面する「組織拡大・全国統一行動」の取り組みについて

- (1) 第190回拡大中央委員会での議論を踏まえて、組織拡大・全国統一行動の確実な実行に向けて全力をあげることに。特に2020年春闘勝利と組織拡大の取り組みと結合し、わけでも新規採用対策に全力をあげることに。具体的には、全国エリア組織部長会議（2月23日）で現状の分析と当面の運動展開について意思統一を図っていく。
- (2) 青年部・女性部との連携に加え、「青・女・家行動委員会」などを通じて組織対策を強化し、青年・女性労働者の組織化を進めること。また次世代を担う青年・女性組合員を中心とした6月7日～8日開催の「第14回組織強化・拡大経験交流集会」の成功を期し、全力をあげることに。
- (3) 東日本本部ならびに関係9地本は、会社と他労組の動向に注視しながら、あらゆる情報を機関に集中すること。また不安や動揺を強めている他労組の組合員の悩みや相談に積極的に関わりながら、ものが言える健全な明るい職場づくりに向けて国労が中心となって働きかけを強めていくこと。
- (4) 本部と東日本本部が連携して「組織部情報」を発行するので、掲示板等で活用し、他労組組合員への宣伝も含めて情報を伝達すること。

### 2. 「JR東日本組織対策委員会」の目的と構成について

- (1) 国労の最重要課題である組織強化・拡大に全力を傾注するために、JR東日本において緊急に集中した取り組みを行う。
- (2) 第190回拡大中央委員会で確認された闘争方針に基づき、2020年春闘の闘いから組織拡大を勝ち取る。
- (3) JR東日本における現状を把握し、有効な組織対策を講じる。
- (4) 「東日本本部指示第19号」による過半数代表者選挙の取り組みに全力をあげると共に未加入者に対する働きかけや情勢に対する認識と意思統一を徹底する。さらに、各地方本部における取り組みを強化し、国労総体が一致連携して取り組みを進める。
- (5) JR東日本組織対策委員会の構成は以下の通りとする。

対策委員長	佐藤	裕樹（国労本部書記長）
事務局長	伊藤	隆夫（国労東日本本部書記長）
副事務局長	石井	正彦（国労東京地本書記長）
事務局	本間	誠（国労本部組織部長）
	武田	幸喜（国労東日本本部組織部長）
	横倉	一夫（国労東京地本組織部長）
	赤沼	廣行（国労水戸地本書記長）
	田中	泰伸（国労八王子地区本部書記長）

以上

## J R東日本で働く組合員並びに社員の皆さんへ

J R東日本においては東労組の迷走による混乱が続いています。国労は、今日の状況を現場組合員からの情報を基に「組織部報」で発信していますが、東労組は厚生労働省のホームページに掲載されている「争議予告通知」をもって「国労もスト通告しているだろう」などと問題のすり替えを始めているようです。他労組の運動に関与するつもりはありませんが、いらぬ誤解や東労組の問題のすり替えで批判される事象も職場で起こっているため、国労の考え方についてお示しいたします。

国労は、労働組合法第5条に基づき、毎年、全国大会で、①賃金に関する事、②労働条件・労働協約に関する事、③組合間差別・団交拒否、労働基本権に関する事、など6項目について提起し、代議員による直接無記名投票で過半数の賛同を得て、ストライキ権を確立しています。その確立したストライキ権の結果を尊重し、毎年、春闘期に労働関係調整法第37条に基づき厚生労働省と労働委員会に争議行為（予告）の通知を行っています。

このことは、少数組合が運動方針を踏まえ、労働者の権利としてのストライキ権を背景に交渉に臨むことで、一步でも要求の実現に結びつけるのは労働組合としてあたり前であるという観点にもとづくものです。ただ、労働関係調整法第37条に基づく通知をしたとしても最終的には各エリア本部の書記長などで構成する戦術委員会を経て中央執行委員会が戦術決定するので、厚生労働省への予告通知が、即スト行使を意味するものではありません。また、国労本部または各エリア本部がJ R各社と個別に締結している「労使間の取り扱いに関する協約」を踏まえ真摯な交渉を行うことが前提にあり、国労は、そうした組織的な手続きを経て方針や戦術を決定していますので、法的手続きは行いますが「ストライキありき」のスタンスには立ったことはありません。

過去には、激しい労使対立という不幸な時代があったことも事実です。その大きな原因は、J R東日本と東労組が一体となって「一企業一組合」の旗を掲げ、国労に対し、徹底した昇進、配属などに絡んだ「差別」や「排除」を日常的に行ってきたからです。その日常的に行われた「差別」事件について国労は、2006年にJ R東日本との一括和解に至り、J R東日本が「一企業一組合」の旗を降ろし、労使関係の正常化にお互いが努力することを確認し、今日までその立場を堅持し進めてきました。

そうした努力のなかで、国労への新規採用者の加入や主務職・助役職への国労組合員の登用が普通のことになってきたのです。

国労はこれまでも、そしてこれからも、労働者の権利を堅持しつつもJ R東日本と締結している「労使間の取り扱いに関する協約」で確認した「信義・誠実」に基づく労使関係に責任を持ち、J Rグループで働く社員の労働条件の維持・向上と安全・安定輸送の確立などを求め、また、J R会社の社会的使命の遂行、J Rグループ会社の発展に責任を持って組合運動に取り組んで参ります。

東労組役員「引き回し」から決別された皆さん、そして不安や悩みを持つ東労組組合員の皆さん、国労に加入して一緒に奮闘しようではありませんか。

皆さんの加入をお待ちしています。

2018年2月28日

国鉄労働組合

中央執行委員長 菊池 忠志

国鉄労働組合東日本本部

執行委員長 大沼 元